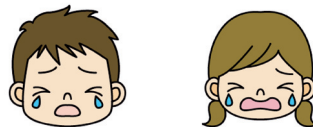


第1章 いじめを理解する

1 いじめの定義と態様

(1) いじめの定義

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」では、いじめは以下のように定義されています。



この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

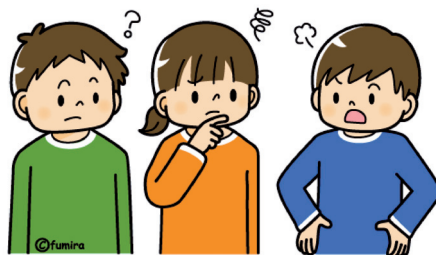
いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するのに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。（いじめ防止対策法案に対する附帯決議）

教職員は、いじめられている児童生徒の心の傷は、第三者からは理解できないと考え、いじめられている児童生徒の心情を重視して取り組むことが大切です。

いじめで苦しんでいる児童生徒を救うためにも、次の点に留意し、いじめ根絶に向けて取り組んでいく必要があります。

- ①いじめ防止に対する学校としての基本方針や取り組みを決め、組織的・計画的に対応していくこと。（未然防止）
- ②児童生徒が示す危険信号を見逃さず、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知すること。（早期発見）
- ③児童生徒や保護者にいじめに対する学校の方針や取り組みを周知するとともに、いじめはいけないことであるという啓発活動を行うこと。（保護者や地域等との連携）
- ④いじめが発生したら、組織として対応し、その解消に向け取り組むこと。（いじめに対する措置）

未然防止活動により児童生徒と保護者の意識を高め、早期発見による積極的認知によりいじめられている児童生徒を守り、いじめが認知された場合には、適切な対応によって、早期に解決しましょう。



(2) いじめの態様と代表例

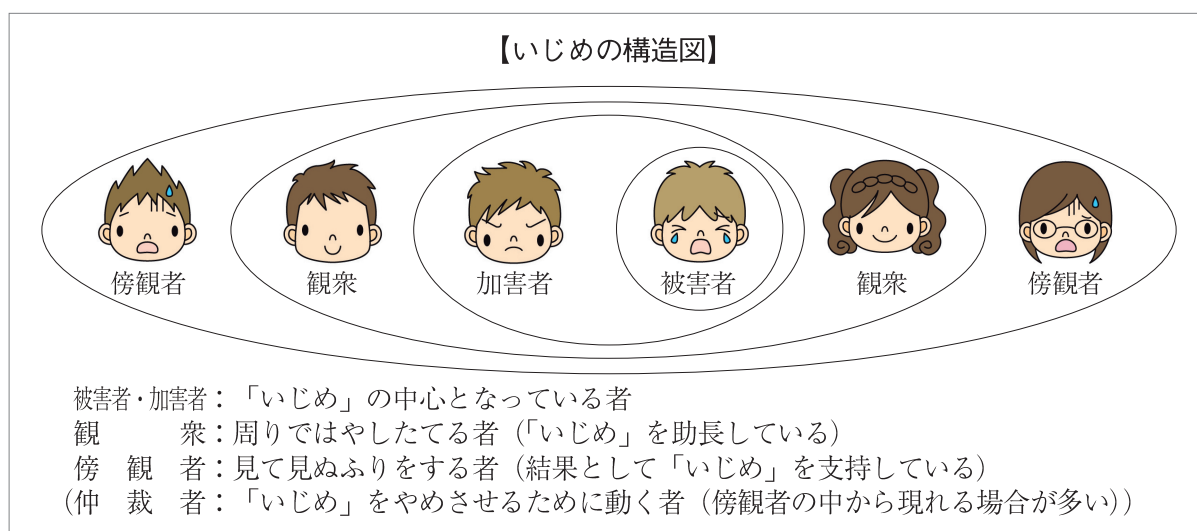
いじめの態様とその代表例は、次のようになります。

いじめの態様	代 表 例
冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	• あだ名、悪口を言われる • やじられる • はやしたてられる • こそこそ話をされる • 言われたくないことを何度も言われる • 「きもい」「うざい」「殺す」「死ね」などの言葉をいわれる
仲間はずれ、集団による無視をされる。	• 相手にされない • 知らん振りをされる • にらまれる • 遊びや運動に入れない • 机を離される • 話合いに入れない • 近くに寄らずに避けられる
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	• 殴られる • 蹴られる • こづかれる • つねられる • わざと体を当てられる • 髪を引っ張られる • 転ばされる • 理由がないのに体をたたかれたり、蹴られたりし、その行為の後「ごめん」と言われる
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	• プロレスごっこに見せかけ痛めつけられる • ことあるごとに暴力をふるわれる
金品をたかられる。	• 物品や金銭を要求される • 食べ物をおごれと強要される • 家から金銭を持ち出すように命じられる • 物品の交換や、いらぬものを買うように要求される
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	• 持ち物に落書きなどのいたずらをされる • 持ち物を壊されたり、隠されたりする 
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	• 万引きを強要される • 用事を言いつけ、酷使される • 周囲を囲み、ズボンや下着を下げられる • トイレ、着替え、食事等の際にのぞき込まれる • 虚偽の情報や嘘を言いふらされる
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	• パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷される • 画像や動画を許可なくアップされる • チャットやアプリの中で虚偽の情報を流されたり、仲間はずれや誹謗中傷されたりする

2 いじめの構造と児童生徒の心理

(1) いじめの構造

いじめの構造は以下のような4層構造図で表現されます。教師は児童生徒の状況を注意深く観察し、その状況に応じた的確に指導するとともに、いじめの非人間性やそれが人権を侵す行為であることに気づかせることが大切です。



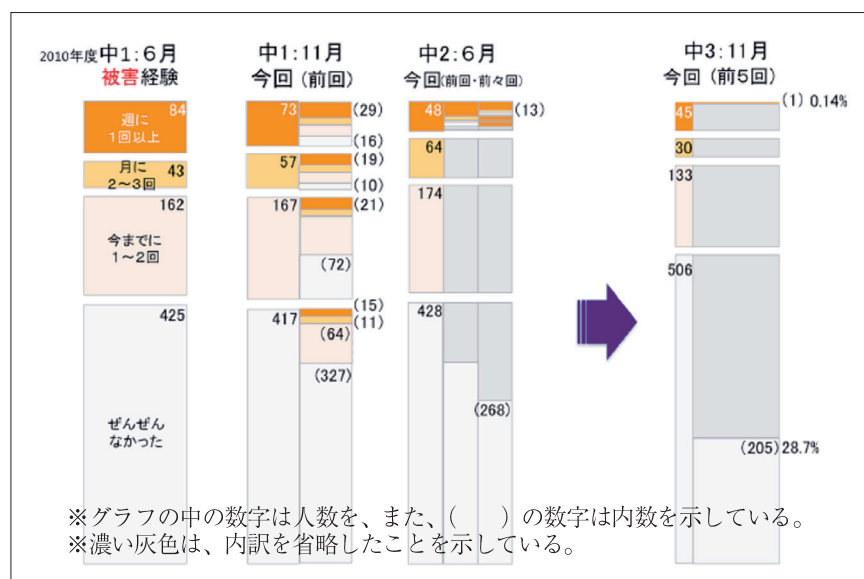
上記にあるのが一般的によく示されるいじめの構造図ですが、実態はもっと複雑な様相を呈しています。それは、「被害者加害者・観衆・傍観者」の立場が常に変化することです。

1996年1月に出された文部大臣の緊急アピールでは、「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」と明言されています。これは、「荒れた学校」や「問題のある学年」だけにいじめが起きているわけではなく、ほとんどの児童生徒がいじめの被害者になりうること、また加害者にもなりうることを示しています。

このことは2010年度の
 中学1年生が中学校の3
 年間でどのような被害に
 遭っているのか、「仲間
 はずれ、無視、陰口」の
 被害経験を調べた調査
 (右図)でも分かります。

この調査では、各学年
 で6月と11月の2回ずつ
 （3年間で6回）被害経
 験をたずねています。調
 査対象校では、クラス替
 えは行っていないので、
 2010年の6月と11月
 では、生徒同士の人間関
 係も大きくは変わらず、

2010年度中学1年生の「仲間はずれ・無視・陰口」被害経験の3年間の推移



出典：『いじめ追跡調査2010―2012いじめQ & A』
 (2013年7月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター)

被害経験者の数も似た値を示すのは当然のように思われるかも知れませんが、その内訳は大きく変わっています。この図から読み取れることは、以下の通りです。

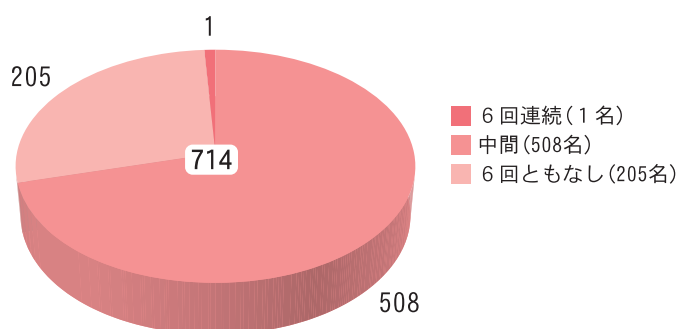
- 中1の6月時点と11月時点のグラフにある「(被害経験が) ぜんぜんなかった」と答えている生徒の内訳をみると、半年で約3分の1の被害経験者が入れ替わっている。
- 「いじめられっ子」の可能性がある「週に1回以上」の被害経験者についてみると、中1の11月時点の73名の中で、前回(6月)も「週に1回以上」被害を受けたのは29名である。
- 「週に1回以上」の被害経験者の中で、中1の6月から中3の11月まで6回連続で被害を受けたのは、最終的に1名となっている。
- 3年間「(被害経験が) ぜんぜんなかった」と答えた生徒も205名(約3割)にとどまっている。

こうした傾向は、加害経験についてみた場合にも変わりません。右の図(上)は、前頁の図の右端の帯グラフの数値を円グラフ状に示したものです。右の図(下)は、加害経験の状況を示したものです。両者が驚くほど酷似していることが分かります。どちらも、特定の児童生徒に偏ることなく入れ替わるために、このような図になると考えられます。加害経験が「ぜんぜんなかった」と答えた生徒は、713名中の203名です。

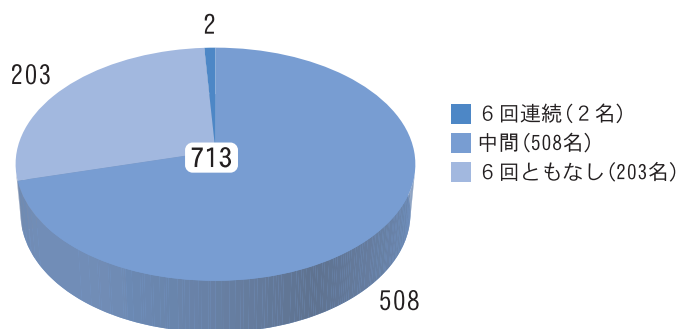
ここから分かることは、いじめは、特定の児童生徒だけが巻き込まれているのではなく、ほとんどの児童生徒が被害者にはもちろん、加害者になっても不思議ではない、被害者も加害者も入れ替わりながらいじめが進行するということ、【いじめはどの子どもにも起こりうる】ということです。

つまり、「いじめ」を発見し、指導したからといって、その集団から「いじめ」がなくなった訳ではなく、複数ある「いじめ」の1つが見つかっただけであり、全てが解消された訳ではないということを認識しなければいけません。

中1(2010年度)から中3(2012年度)の3年間の被害経験



中1(2010年度)から中3(2012年度)の3年間の加害経験



(2) 児童生徒の心理

いじめが引き起こされる児童生徒の心理状態やいじめられている児童生徒の心理状態をしっかりと把握することが、いじめ根絶に向けた足がかりとなります。

ア いじめている児童生徒の心理

いじめている児童生徒が悩んでいたたり、寂しい思いをしたりしている場合も多くあります。その児童生徒の心理面や動機・背景を理解し、適切に指導することが重要です。

心理面の傾向

- 何らかの要因や経験から、自分の中に強い劣等感を抱き、自分より弱い者を攻撃し、支配することで欲求を満たそうとしている。
- 相手の立場を思いやる意識に乏しく、いじめが悪いことだという認識が低い。
- 人間関係をうまくつくれないこと等により、自分自身をもどかしく思っている。
- 誰にも言えない悩みや問題を抱えており、ストレスを感じている。
- 相手をねたみ、引きずり下ろそうとする嫉妬心を強く持っている。
- 嫌悪感が強く、自分と異質なものを排除しようとする意識が強い。
- 学級内やグループ内で自分の地位や立場を誇示しようとしている。
- 強いものに追従したり、数の多い側に属していたいという気持ちが働いたりしている。
- 本当はいじめている自分自身のことを嫌だと思っている。

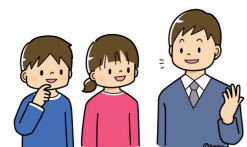


見られがちな行為

- 自己顕示欲を強く示したり、自己中心的な言動が見られる。
- 自分のとった行為を合理的に考え、言い訳したり、正当化しようとしたりする。
 - ・ いじめなかったら、自分がいじめられる。(いじめる以外に方法がなかった)
 - ・ みんなもいじめている。(自分一人ではない)
 - ・ みんながその児童生徒を嫌いだと思っている。(みんなの思いを汲んで自分がいじめた)
 - ・ 自分もいじめられていた。
 - ・ 相手は傷ついていない。

イ いじめられている児童生徒の心理

いじめ事件についての報道などで、被害者が「大丈夫」と答えたために放置し、その結果、重大な事態に発展したという事案があります。なぜ、そう答えてしまうのか、いじめられている児童生徒の心理面を理解し、早期発見につなげることが重要です。



心理面の傾向

- 「チクッた」ことでいじめがエスカレートすることを恐れ、我慢している。
- いじめられているということを訴えることは、児童生徒社会のルールを破るものと思いい、辛抱している。
- 周囲に弱い人間だと思われたくないという心理（プライド）が働き、いじめがないように振る舞っている。
- 嫌われることや、よりどころである仲間集団からの排除を恐れている。
- 親が知ったら悲しみ、心配すると考え、いじめられていることを認めない。
- 長期間にわたり心身のストレスを受け続けており、自尊感情が深く傷つけられ、自己評価が低下し、いじめられるのは自分のせいだと思うようになる。

見られがちな行為

- 保健室や職員室に頻繁に来室する。
- 休み時間に単独行動をしたり、一人で座っていたりすることが多い。
- 不安や恐怖で引きこもるところまで追いつめられることもある。
- 情緒が不安定になり、衝動的な言動をとる。
- いじめを受けたストレスから、他者に対していじめをする場合がある。

第三者からすると「些細に見える行為」でも、しつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感がつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれるのです。些細に見える行為であっても、「甚大な精神的被害」をもたらすことを十分理解しておくことが大切です。

ウ 周りの児童生徒の心理

いじめを止めることができずに黙って見ている児童生徒は、はやし立てるか、見ない振りをせざるを得ない心理状態であることを理解することが、全体への指導の際に重要となります。

心理面の傾向

- いじめを止めようとする、次は自分がいじめられると恐れ、関わらないようにしている。
- いじめられている児童生徒に非があるので、仕方ないと思っている。
- いじめている児童生徒と仲がよいので、やめろと言えず、もどかしく思っている。
- いじめかどうか認識できず、単なる遊び、ふざけだと思っている。
- いじめを止められない無力感・罪悪感に襲われ、自己嫌悪に陥る。
- 自分が止めなくても誰かが止めてくれるだろうと思い、関わりたくないと思っている。
- 直接いじめに関わっていない自分を正当化しようとしている。

見られがちな行為

- 黙認や知らん顔をする。
- いじめが発見されないように、それとなくいじめている友達に知らせる。
- いじめの集団に追従し、行動を共にする。
- 自分に自覚のないまま、はやし立てているうちに、いじめに加担している。
- いじめを止めようとしたために、次のターゲットにされる。
- いじめの場面に遭遇したくないという考えから、休み時間は教室にいることを避けたり、保健室に行く機会が増えたりする。
- 感受性が強い児童生徒や正義感が強い児童生徒の中には、いじめを見ることにより不登校となってしまう場合もある。

(3) いじめの要因

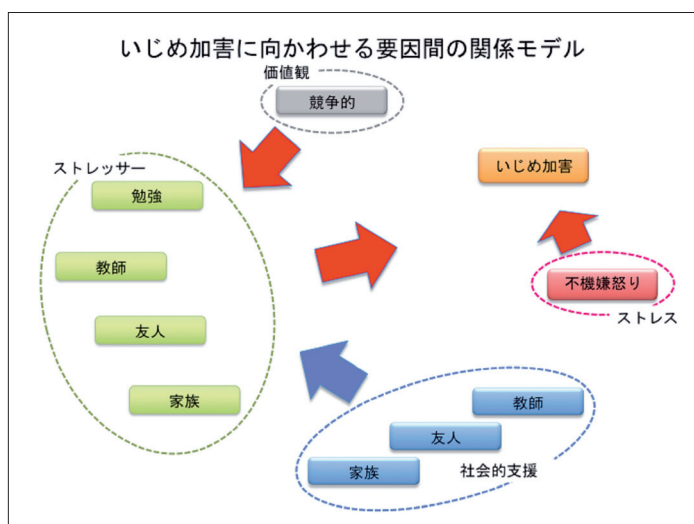
いじめている児童生徒はなぜ加害行為に走ったのか、その心理的要因を理解することがいじめの予防につながります。

下の図は、いじめと加害の心理的要因について、次の項目をモデル化したものです。

- ストレス（不機嫌・怒り）
- ストレッサー：ストレスをもたらす要因（勉強、教師、友人、家族に関する嫌なできごと）
- 社会的支援：ストレッサーを緩和させるもの（教師・友人・家族との良好な関係）
- 競争的価値観（ストレッサーを高めるもの）

このモデルに即して調査した結果、以下のことが分かりました。

- ①「競争的価値観」が強いほど、各ストレッサーを感じやすくなる。
- ②「友人ストレッサー」は、直接「いじめの加害」に向かわせる働きかけをする。
- ③「社会的支援」が強いほど、各ストレッサーを感じにくくなる。



出典：『いじめ追跡調査2007-2009いじめQ & A』
(国立教育政策研究所生徒指導研究センター)

《いじめ未然防止の3つの鍵》

- ①「競争的価値観」の軽減→いたずらに「勝ち負け」を強調したり、相手をおとしめるような表現を用いることを避ける。
- ②「友人ストレッサー」の軽減→互いに認め合う集団づくり
- ③「社会的支援」を高める→日々の豊かな人間関係づくり

さらに、いじめの態様について見ると、圧倒的に多い行為は「仲間はずれ・無視・陰口」であり、本県も同じ傾向となっています。この行為が多い要因は、「違法・触法ではない」ことが大きいと考えられます。「暴力を伴ういじめ」は明らかな触法行為であるため、そのいじめ行為に対し荷担するには抵抗があります。このため、たとえそれがふざけて行ったとしても、発見者が「暴力はいけない」と、やめさせることができます。

しかし、暴力を伴わない「仲間はずれ・無視・陰口」は、「ささいな行為」「違法・触法ではない」ということから、目に見える被害を与えることがないので、抵抗感が低く、荷担してしまう場合があります。また、発見されにくいいため、気が付いたときには多くの人数が関わり、場合によっては、集団で被害者を追い詰めていることもあります。加害者がよく「ふざけていた」というのは、こういうことからであると推察できます。「いじめてやろう」という強い思いではなく、「軽い気持ちで…」いじめに荷担してしまうこのような心理状態を理解することが重要です。

いじめの態様別の認知件数

年度	冷やかし・悪口・からかい・仲間はずれ・集団による無視				(軽く・ひどく) ぶつかられる・叩かれる蹴られる・金品をたかられる・隠される・盗まれる・捨てられる・嫌なこと恥ずかしいこと危険なことをさせられる			
	小学校	中学校	高 校	特別支援学校	小学校	中学校	高 校	特別支援学校
2 2	2 3 3	4 0 5	3 2	5	1 1 9	1 6 6	4 5	3
2 3	2 3 7	3 2 7	2 0	2	1 0 3	2 1 8	4 1	4
2 4	3 7 7	4 9 1	5 0	0	1 6 5	2 4 6	3 9	1

(文部科学省「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」青森県分より)

※いじめの態様の中で、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」「その他」は、この表から外してある。

3 発達段階におけるいじめの特徴及び指導上の留意点

児童生徒の発達段階ごとの特徴と、それに伴ういじめの特徴及び指導の留意点について理解し、適切な指導を行うことが大切です。

(◇：一般的又はプラスと思われる特徴、◆：マイナスと思われる特徴)

	心や社会性の特徴	いじめの特徴	指導上の留意点
小学校低学年	◇教職員など、保護者以外の大人への依存心が強くなる。	○自分の感情をうまく伝えられず、ちょっかいを出す、叩く、蹴るなどの行為が見られる。	○自分の非を素直に認め、謝る、仲直りする等の経験を積み、社会性を育むため、学級全体で一人一人きめ細やかな指導をする。

	◆自分の力で友達をつくれるようになるが、仲間を自分の思いどおりにしようとしすぎる。 ◆自立的に活動することはまだ不十分で、自分の主張はするものの、相手に対する配慮が乏しい。	○相手に直接悪口を言う等、不快感を与える言動が見られる。 ○仲間を求めて行うものや、欲求不満から行うものが多い。	○友人との接し方や集団のルール、自己表現の仕方を考えさせる。 ○行為が起こらないようにするよりも、その行為の意味を考えさせる。 ○いじめが表面化しやすいことから、早期発見のために、日常の観察を十分に行う。
小学校中学年	◇鬼ごっこなどのルールのある遊び、ドッジボールなどの集団ゲームが多くなる。 ◇3～5人程度の同性グループの形成が見られる。 ◇自分だけの秘密を持ち始める。 ◆グループ内で秘密を共有したり、共通の敵をつくったりして連帯感を強める。 ◆自分の言動が他者に与える影響をおもしろがる。	○低学年のいじめの特徴に加え、「仲間はずれ」「無視」などの心理的ないじめが見られるようになる。 ○集団になじめない児童、異なる雰囲気を持つ児童等を排斥しようとする。 ○嫉妬心や独占欲、支配欲から、いたずらや嫌がらせが見られる。 ○相手の気持ちを考えずに、遊び感覚でふざけている場合も見られる。	○教師や周りの児童には、いじめかどうか見分けにくいケースが増えてくる。訴えがあった場合は、被害者の言葉に耳を傾ける。 ○児童のグループ形成やグループ内での人間関係、動向などを注意深く観察する。 ○いろいろな仲間と集団をつくれるように、友達とのより良い関わり方、感情を適切な言葉で伝える方法などを経験的に学ばせる。
小学校高学年	◇塾やスポーツ少年団などの校外の友達が増え、交友関係に変化が見られ、社会性が身に付いてくる。 ◇性差に関する自覚が急速に発達し、男女対立の意識が生まれる。 ◇知的成長に伴い、いろいろなことに興味・関心を持ち、知識欲が旺盛になる。 ◇男子の場合は、いわゆる「ギャングエイジ」を経て、仲間集団からの承認を得ようと活発に行動する。	○「悪口を言う」「仲間はずれにする」「無視する」など、心理的ないじめが多くなる。 ○学級内での集団が固定化され、それが基になりいじめに発展することが多い。 ○リーダー格の児童が現れて、支配欲がいじめに発展することがある。 ○性別や自他の違いに対する認識が強まり、仲間はずれによるいじめが生じることがある。 ○実際にいじめがあったとしても、それを認める割合が急激に減少する。	○男女の特性の違いに配慮する。特に女子には思春期の心理特性が表れることを配慮して、学級内での集団形成や個別の児童の行動や心理に目を配りながら、指導する。 ○集団によるいじめが発生する可能性があるので、学級内外の小集団の関係の変化などを、学校全体で情報交換や共通理解を図る。 ○状況に応じた自分の役割や仲間とのもめごとをどのように解決すればよいか考えさせ、客観的に見つめ直させる。



	◆集団生活への適応性が身に付くとともに、友人関係が密になり、「みんながするから…」という理由で、自分を守ろうとする。 ◆自己肯定感が低い。		○いじめられていることを自分から訴えることが少なくなるので、アンケートなどを定期的に行い、状況の把握に努める。
中学校・高等学校	◇身体的・生理的発達が著しく、性意識が高まる。 ◇自己が徐々に確立されるとともに、課題や悩みを自分の力で解決しようとしたり、辛抱しようとしたりする傾向が見られる。 ◇権利や責任などへの意識が高まるが、社会的・心理的には未熟であることから、視野が狭く、情緒的に不安定な状態に陥りやすい。 ◇納得できないことがあったときや、仲間に同意が得られないことなどにストレスを感じ、自分の中で消化できず、状況によっては、感情を抑えきれず、反発や引きこもりなどの行動が見られる。 ◆嫌いな人とは関わらないなどの人との付き合い方が身に付いてくる。	○小集団内で仲間同士の悪口を言うことから生じるいじめ、仲間内で優位性を誇示しようとすることから生じるいじめ、仲間の結束を図ることから生じるいじめなどが多く見られる。 ○生徒の集団形成が多様化・拡大化することから、大集団における嫌悪感を伴ったいじめや、反発・報復感を伴ったいじめが目立つようになり、さらに愉快犯的ないじめもしばしば見られるようになる。 ○思春期の心理的不安定さから生じる様々なストレスが要因となるいじめが多い。 ○体が急速に大きくなるとともに、犯罪性の高い暴力を伴ういじめも見られる。 ○いじめの発覚を阻止するために、周りに口止めを強要する。 ○スマートフォン等の所持率が高くなり、ネット上での誹謗中傷や嫌がらせなどが見られる。 ○大集団によるいじめは、いじている生徒も周りの生徒も罪悪感が乏しい傾向がある。 ○いじめについて本人の訴えがなく、発見しにくい。	○学年全体の人間関係、グループ関係に留意し、クラス編成を行う。 ○いじめの中心となっている生徒に対する継続的、個別的な対応を行うとともに、その周囲にいる生徒に対して、いじめの不当性を徹底して指導する。 ○問題行動を伴う場合は、学校全体でいじめられている生徒を守る体制をつくり、いじている生徒に対しては、いじめ、問題行動の背景にも着目して、学校全体で指導する。(関係機関との連携) ○ストレスの原因となることを集団内から減らすよう、学校生活を見直し、集団が安心して生活できる「場」が提供できるよう、学級経営の工夫をする。 ○情報モラル教育を積極的に取り入れながら、インターネット等の正しい活用の仕方の指導などを啓蒙する。 ○クラスや学年を越えたいじめが発生する場合があります、学校全体で情報交換を密にする。